

こと

委員会は、昭和33・3発足以来1年4箇月にわたり調査審議を行ない、昭和34・6・19総裁あてに報告書を提出した。その要旨は次のとおりである。すなわち将来の技術のいっそうの進歩と経済的諸条件の進展とを予測し、経営の徹底的刷新と合理化を、動力近代化に伴って完遂することを前提条件として、[国鉄は、遅くとも15年以内に主要線区約5,000kmの電化と、その他の線区のディーゼル化を行ない、昭和50年度初めまでに、蒸気運転を全廃すべきである。これは、国鉄経営上必須であるばかりでなく、国民経済上からもきわめて望ましいものと認められる。]との結論である。

その後の国鉄の電化、ディーゼル化計画は、この報告を基本にして進められている。(卯之木 十三)

どうりょくしどうがかり 動力指導掛 車両工場の動力職場等における職で、昭和37年の職制改正により新設された。
*動力掛を指導し、工場の動力設備の運転および保守業務に従事するほか、これらの業務に関する作業の配分や業務指導、器材の整備および調査研究等を行なう。(森口政雄)

どうりょくしゃそうじゅうしゃうてんめんきょにかんするしょうれい 動力車操縦者運転免許に関する省令 鉄道営業法(明治33年法律第65号)第21条および軌道法(大正10年法律第76号)第14条(第31条において準用する場合を含む。)の規格に基づき、制定された(昭和31年運輸省令第43号)。地方鉄道・軌道および無軌条電車における蒸気機関車・電気機関車・ディーゼル機関車等の動力車を操縦する者の運転免許に関する制度を定め、動力車操縦者の資質の向上と輸送の安全をはかることを目的とする。全体は6章に分かれ、第1章は総則、第2章は動力車の操縦には運転の免許を要することおよび運転の免許に必要な手続を規定し、第3章では運転免許を与える前提となる試験について定め、第4章では運転免許証を滅失した場合等の再交付、免許証の返納、動力車操縦者運転免許原簿の作成等について定め、第5章は動力車操縦者を養成する動力車操縦者養成所についての指定、養成所における講習課程等に関する諸規定をおき、第6章は雑則となっている。

なお、日本国有鉄道にはこの省令は適用されず、また、公営の地方鉄道の動力車操縦者については運転の免許は必要とされていないが、日本国有鉄道については日本国有鉄道運転規則(昭和30年運輸省令第5号)第5条、公営の地方鉄道については他の地方鉄道と同様、地方鉄道運転規則(昭和25年運輸省令第99号)第7条の2により、一定の教育訓練を経た適性のある者でなければ、動力車を操縦する作業等に従事させてはならないこととしている。(新谷智人)

とうろくホテルぎょう 登録ホテル業 戦後、わが国を訪れる外人観光客は、年ごとに急激な増加を示し、これら外客を受け入れるためのホテルその他の宿泊施設の整備が強く要望された。これにこたえて昭和24・12「ホテルその他の外客宿泊施設の整備をはかり、外客接遇の充実に資することを目的」とした「国際観光ホテル整備法」が制定された。

この法律は一定の人的条件ならびに物的条件を定めて、これを満たすホテルまたは旅館に対して国が登録し、法人税等の減免による助成をし、その施設、経営面にいっそうの充実ははかろうとするもので、この法律で登録を受けたホテル営業、または旅館営業をそれぞれ登録ホテル業・登録旅館業という。この登録ホテル業・登録旅館業を営む者でなければ、登録ホテル・登録旅館またはこれに類似する名称を用いてはならないことに同法で定められ、これに違反した者には罰則が定められている。

陸運局・都道府県別登録ホテル・旅館件数表

(昭和40・1・1現在)

陸 運 局 別	都 道 府 県 別	ホ テ ル 数	旅 館 数	計
札 幌	北 海 道	6	16	22
小 計		6	16	22
仙 台	青 岩 宮 福 手 城 島	—	3	3
		—	2	2
		3	4	7
		—	14	14
小 計		3	23	26
新 潟	秋 田 田 形 湯 野 山 新 長	1	4	5
		—	7	7
		3	3	6
		6	22	28
小 計		10	36	46
東 京	茨 城 城 木 橋 群 馬 崎 千 玉 葉 東 京 神 奈 川 山 梨	—	3	3
		2	18	20
		—	13	13
		—	—	—
		1	6	7
		28	21	49
		14	24	38
		3	5	8
小 計		48	90	138
名 古 屋	富 山 山 川 井 岐 静 愛 三	—	6	6
		2	21	23
		—	6	6
		1	2	3
		5	93	98
		6	9	15
		2	5	7
小 計		16	142	158
大 阪	滋 賀 京 都 大 阪 兵 庫 和 歌 山	1	5	6
		5	19	24
		7	16	23
		3	29	32
		1	3	4
		1	24	25
小 計		18	96	114
広 島	鳥 取 根 山 島 岡 広 山 口	—	9	9
		—	10	10
		2	5	7
		2	7	9
		1	10	11
小 計		5	41	46
高 松	徳 島 香 愛 高 松 媛 知	—	3	3
		—	15	15
		—	8	8
		1	3	4
小 計		1	29	30
福 岡	福 佐 長 熊 大 宮 鹿 児 岡 賀 崎 本 分 崎 島	5	2	7
		—	2	2
		4	9	13
		2	8	10
		3	16	19
		3	4	7
		3	9	12
		—	—	—
小 計		20	50	70
合 計		127	523	650

登録ホテル業または登録旅館業を営む者は、宿泊料金その他の省令の定める業務に関する料金や宿泊約款を定めて届けること、省令で定める遵守事項を守ること等の義務がある。

国際観光ホテル整備法の基準により、ホテルまたは旅館の新築・増改築をする場合、日本開発銀行・北海道東北開発公庫・中小企業金融公庫等の融資の道がひらけている。(大井達也)

どうこうつうほう 道路交通法 本法は昭和35・6・25法律第105号をもって公布された。以後、昭和37年(法律第147